

佐賀県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

佐賀県公安委員会委員長 岸 川 美 和 子

佐賀県公安委員会規則第4号

佐賀県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成7年佐賀県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当事者 手続条例第15条第1項又は手続条例第29条の規定による通知を受けた者（手続条例第15条第3項後段（手続条例第30条において準用する場合を含む。）の規定により当該通知が到達したとみなされる者を含む。）をいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(聴聞の審理の公開)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定による公示は、<u>聴聞を行う行政庁の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当事者 手続条例第15条第1項又は第29条の規定による通知を受けた者（手続条例第15条第4項後段（手続条例第30条において準用する場合を含む。）の規定により当該通知が到達したとみなされる者を含む。）をいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(聴聞の審理の公開)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定による公示は、<u>インターネットの利用その他の方法により行うものとする。</u></p>

様式第14号、様式第15号及び様式第18号中「第 号」を削る。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。ただし、第12条の改正規定並びに様式第14号、様式第15号及び様式第18号の改正規定は、公布の日から施行する。